

令和5年7月12日

公益社団法人全日本不動産協会富山県本部 会員の皆様へ
<令和5年住宅・土地統計調査の実施にあたり、ご協力いただきたい事項>

富山県経営管理部統計調査課

平素より、各種統計調査の実施にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国（総務省）、富山県及び県内市町村では、本年10月1日現在で、国民の居住形態や、住宅・土地の保有状況等に関する実態を調査し、住生活関連諸施策等のための基礎資料等を得ることを目的として、「令和5年住宅・土地統計調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

10月の調査実施に先立ち、調査員が、9月上旬から、調査対象となる地域の確認にまいります。この際、調査地域の各住戸及び世帯の居住状況を把握するとともに、調査のお知らせを配布します。

さらに、調査をお願いする世帯には、調査書類をお配りするため、9月下旬に改めて調査員が伺います。

なお、調査の実施に当たっては、調査員は調査員証を必ず携帯します。

円滑な調査の実施に向けて、以下の内容につきまして皆様のご協力をお願いします。

○ 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう円滑な調査活動にご協力をお願いします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースがありますので、円滑に調査を実施することができるようご協力をお願いします。

○ 建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

昼間不在がちな世帯などで、調査員が複数回訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがありますので、その際にはご協力いただきますようお願いいたします。

※これは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」あたり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

○ 「住宅・土地統計調査」のご周知をお願いします。

居住者の方々から、住宅・土地統計調査の趣旨とその実施へのご理解を得るため、リーフレットを回覧することについて、ご協力をお願いします。

※ 本件に関するお問合せは、下記問合せ先へお願いします。

住宅・土地統計調査担当：
富山県統計調査課人口労働係 林、三鍋、円角
連絡先：076-444-3519